

事務連絡
令和3年3月24日

各都道府県教育委員会災害情報担当課
各指定都市教育委員会災害情報担当課
各都道府県私立学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県社会教育施設主管課
各都道府県社会体育施設主管課 御中
各都道府県文化施設主管課
各国公私立大学担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各公私立高等専門学校担当課
各大学共同利用機関法人担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

自然災害時の文教施設における被害情報の収集及び災害復旧に関する業務
の文教施設企画・防災部への移管について

文部科学省では、近年の激甚化・頻発化する自然災害への対応の迅速化・円滑化を図るため、現在、文部科学省本省、スポーツ庁及び文化庁の関係局課が所掌している文教施設の被害情報の収集や災害復旧に関する業務を、令和3年4月1日より、大臣官房文教施設企画・防災部に移管することとしています（別添1）。

業務移管の趣旨及び概要並びに留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれ
ては、十分に御了知いただき、自然災害時の対応に遺漏なきようお願いいたします。

各地方公共団体におかれては、域内の市区町村等の関係機関に対してもこの旨を周知く
ださるようお願いいたします。

記

1. 業務移管の趣旨

文部科学省本省、スポーツ庁及び文化庁の関係局課が所掌している文教施設の被害情
報の収集や災害復旧に関する業務を、大臣官房文教施設企画・防災部に移管すること
により、自然災害時の対応の迅速化・円滑化を図ること。

2. 業務移管の概要

(1) 被害情報の収集に関する業務

- ① 文部科学省が行う自然災害時の文教施設における被害情報の収集については、現在、対象施設（学校施設，社会教育施設等）や被害の内容（人的被害，物的被害等）に応じて，その所掌する文部科学省本省，スポーツ庁及び文化庁の関係局課が，被害が生じ，又は被害が生ずるおそれのある地域（以下「被災等地域」という。）の関係機関（地方公共団体，大学等）に対して情報提供を依頼し，当該関係局課を経由して関係機関から報告された被害情報を大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が取りまとめている。

(参考) 過去の自然災害時の文教施設における被害情報とりまとめ（被害報）の例
令和元年台風19号について これまでの被害情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/reiwaltaihul9/1422392.htm

- ② 被害情報収集の迅速化・効率化を図るため，令和3年4月1日以降，自然災害時の文教施設（文化財及び独立行政法人等を除く。）における被害情報の収集は，関係局課を経由せずに，文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が直接，被災等地域の関係機関に対して行うこととしたこと。また，関係機関より文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付に報告のあった被害情報については，随時，関係局課とも共有することとしていること。（別添2）

(2) 災害復旧に関する業務

- ① 自然災害により被災した文教施設の災害復旧については，現在，対象施設に応じて，その所掌する文部科学省本省，スポーツ庁及び文化庁の関係局課が補助事業等を実施している。
- ② 災害復旧に関する業務の一層の迅速かつ的確な実施を図るため，令和3年4月1日以降，関係局課が所掌している災害復旧に関する業務のうち，私立の学校施設（専修学校及び各種学校を含む。）及び公立の社会教育施設（社会体育施設及び文化施設を含む。）の災害復旧に関する業務を大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付に移管することとしたこと。

3. 留意事項

(1) 被害情報の収集に関する業務

- ① 業務移管後の被害情報の収集及び報告の方法については，原則として，自然災害ごとに，文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付より被災等地域の関係機関の担当部局に対して，電子メールにより情報提供を依頼することとし，関係機関は所定の様式（別添3）により被害情報を報告すること。
- ② 対象施設や被害の内容に対応した各種支援施策については，引き続き，その所掌に応じて関係局課が担当することから，2.（1）②のとおり，被災等地域の関係機関から文教施設企画・防災部に報告のあった被害情報を随時，関係局課とも共有するとともに，より詳細な被害情報の収集・把握が必要となる場合には，従前どおり関係局課か

ら被災等地域の関係機関に確認等を行うこととなることに留意されたいこと。

- ③ 文部科学省においては、自然災害時の文教施設における被害情報収集の更なる迅速化・効率化を図るため、現在、「被害情報収集システム」（仮称）の構築を目指しており、令和3年出水期を目途にシステムの運用が開始できるよう、今後、関係機関への情報提供、担当者への説明会等を検討しているので、あらかじめ御承知おき願いたいこと。（別添4）

（2）災害復旧に関する業務

国庫補助事業として行う私立の学校施設（専修学校及び各種学校を含む。）及び公立の社会教育施設（社会体育施設及び文化施設を含む。）の災害復旧事業のうち、令和2年度出納整理期間までに行う額の確定、精算払い及び令和2年度決算に係る手続については、令和3年4月1日以降も引き続き、別添1に記載する業務移管前の各関係局課が事務処理を行うことから、令和2年度に完了した各災害復旧事業の実績報告書などは、従来どおりこれらの各関係局課に提出すること。

（3）その他

今後、業務移管に伴う体制変更等により、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付の担当係・連絡先の異動等が生じた場合は、追って連絡することとしていること。

【添付資料】

- 別添1 移管される業務等（被害情報収集・災害復旧関係）
- 別添2 文部科学省における災害応急体制の概要
- 別添3 被害情報収集様式
- 別添4 被害情報収集システム（仮称）について

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付
（業務移管全般、被害情報収集に関すること）

防災調整係 電話：03-5253-4111（内線 2290）

（災害復旧に関すること）

災害復旧係 電話：03-5253-4111（内線 3036）

E-mail：bousai@mext.go.jp

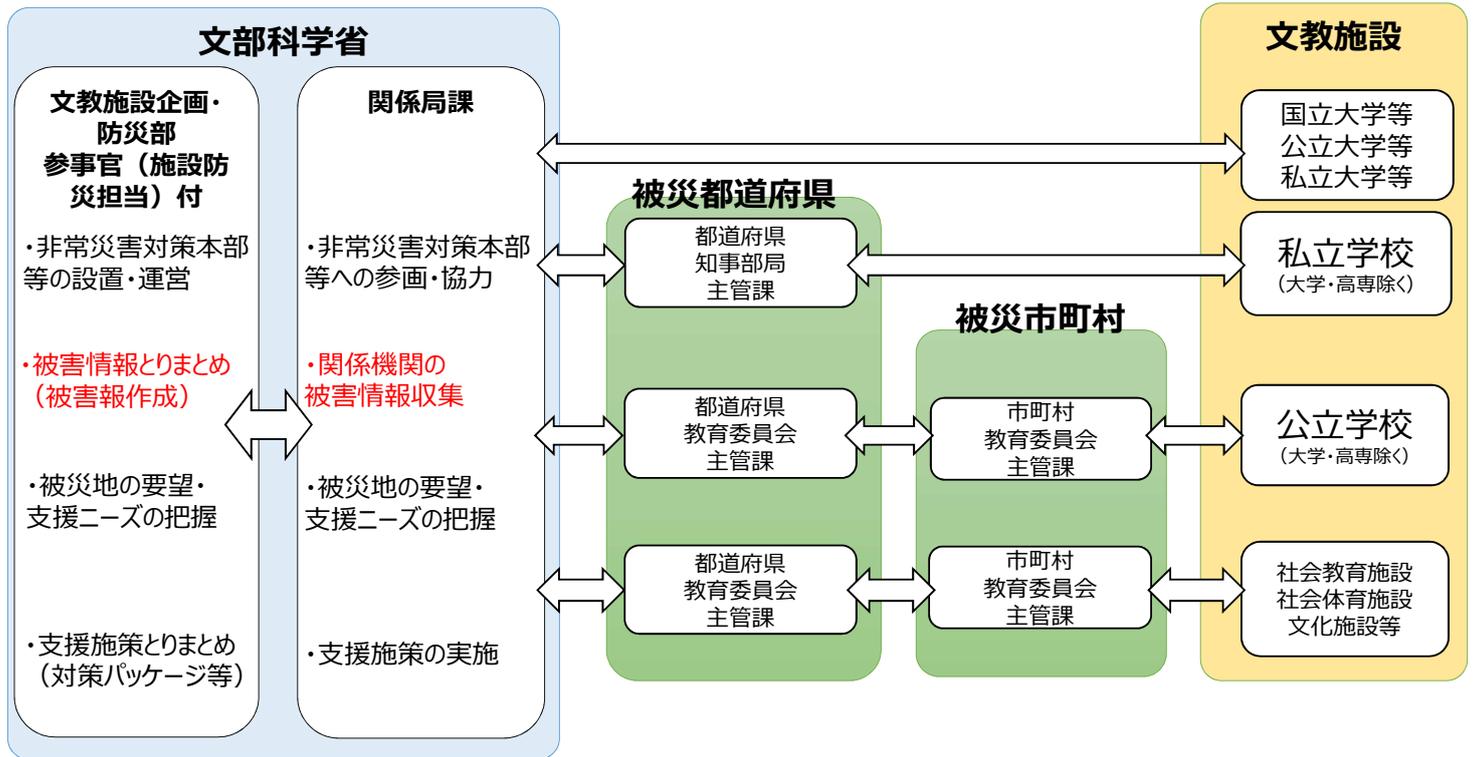
移管される業務等（被害情報収集・災害復旧関係）

別添1

現担当局等	現担当課	移管される業務・事業等	新担当局等	新担当課	新担当係等	内線番号
【被害情報収集関係】						
関係局課 ※対象施設、被害内容に応じて異なる		自然災害時の文教施設（文化財及び独立行政法人等を除く。）における被害情報の収集に関すること	大臣官房文教施設企画・防災部	参事官（施設防災担当）	防災調整係企画係	2290 2319
【災害復旧関係】						
高等教育局 私学部	私学助成課	私立の学校施設の災害復旧に関すること	大臣官房文教施設企画・防災部	参事官（施設防災担当）	災害復旧係【調整中】	3036 【調整中】
総合教育政策局	生涯学習推進課	私立の専修学校及び各種学校の災害復旧に関すること				
総合教育政策局	地域学習推進課	公立の社会教育施設（博物館を除く。）の災害復旧に関すること				
スポーツ庁	参事官（地域振興担当）	公立の社会体育施設の災害復旧に関すること				
文化庁	企画調整課	公立の文化施設及び博物館の災害復旧に関すること				

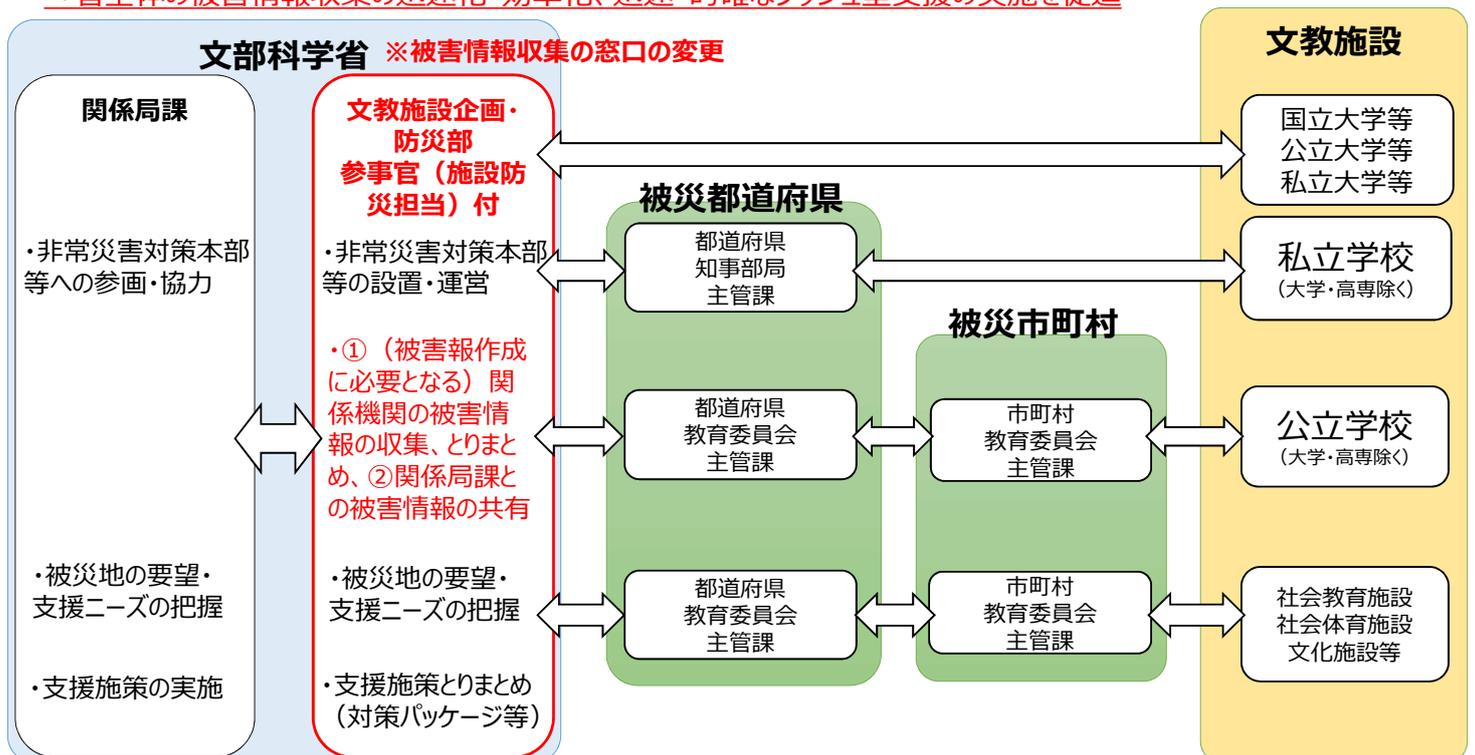
※災害復旧関係の「新担当係等」及び「内線番号」については調整中であり、確定次第追って連絡予定

- ✓ 関係局課が事務分掌に基づき被災地域の関係機関（都道府県、大学等）から収集した被害情報を、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）が「被害報」としてとりまとめ。
→発災直後の迅速な情報収集が求められる中、関係局課を経由することによる時間的なロスや作業負担が生じている。



文部科学省における災害応急体制の概要（移管後）

- ✓ ①文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付が関係局課を経ずに、関係機関の被害情報を収集し、被害報とりまとめ。②関係局課とは随時、被害情報を共有。これらの事務を効率的にするためのシステム構築を目指す。
→省全体の被害情報収集の迅速化・効率化、迅速・的確なプッシュ型支援の実施を促進



※被害報で捕捉できない詳細な被害情報は、これまでどおり関係局課にて情報収集
(被害報作成に必要となる被害情報：人的被害、休校・短縮情報、避難所情報、施設被害情報)

※文化財、独法等は変更なし

自然災害等による被害等の状況【個票：人的被害等_国立学校】

平成00年00月00日00:00時点

※更新・修正した箇所はセルを色づけして下さい。

担当局課・担当者				内線番号	
都道府県番号	都道府県名				

※全国地方公共団体コードをご記入下さい

学校管理下の人的被害(児童・生徒・学生等/教職員等)												
	幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	高専	大学共同利用機関	その他	合計
軽微												
重傷												
死亡												
不明												
合計												

学校管理下の人的被害【死亡のみ】					
市町村名(都道府県名)	園児	児童	生徒	学生	教職員等
〇〇市					

学校に残されている人数(児童・生徒・学生等/教職員等)												
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	高専	大学共同利用機関	その他	合計	

休校/短縮授業の措置を行った学校数												
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	高専	大学共同利用機関	その他	合計	

避難先となっている学校数												
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	高専	大学共同利用機関	その他	合計	

(注)記入時点で把握している範囲で数字を記入してください。確認が困難な場合は「不明」と記入してください。

○ 人的被害の内容

都道府県名	所在市町村名	学校名	学校種	児童生徒等				教職員等				被害者の情報 被災状況等
				軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	

○ 取り残されている学校(避難しているものである場所や帰宅困難者の受け入れ施設は除く)

都道府県名	所在市町村	学校名	学校種	児童生徒/教職員	人数	理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 休校・短縮授業の措置を行った学校

都道府県名	所在市町村	学校名	学校種	休校/短縮措置を行った期間、理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 避難先となっている学校

都道府県名	所在市町村	学校名	学校種	状況(開所日、閉所日、収容数、最大収容人数、等)

自然災害等による被害等の状況【個票:人的被害等_公立学校】

平成00年00月00日00:00時点

※更新・修正した箇所はセルを色づけして下さい。

担当局課・担当者				内線番号	
都道府県番号	都道府県名				

※全国地方公共団体コードをご記入下さい

学校管理下の人的被害(児童・生徒・学生等／教職員等)													
	幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計
軽微													
重傷													
死亡													
不明													
合計													

学校管理下の人的被害【死亡のみ】					
市町村名(都道府県名)	園児	児童	生徒	学生	教職員等
〇〇市					

学校に取り残されている人数(児童・生徒・学生等／教職員等)													
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計	

休校／短縮授業の措置を行った学校数													
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計	

避難先となっている学校数													
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計	

(注)記入時点で把握している範囲で数字を記入してください。確認が困難な場合は「不明」と記入してください。

○ 人的被害の内容

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	児童生徒等				教職員等				被害者の情報 被災状況等
					軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	

○ 取り残されている学校(避難しているものである場所や帰宅困難者の受け入れ施設は除く)

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	児童生徒／教職員	人数	理由 (交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 休校・短縮授業の措置を行った学校

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	休校／短縮	措置を行った期間、理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 避難先となっている学校

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	状況 (開所日、閉所日、収容数、最大収容人数、等)

自然災害等による被害等の状況【個票: 人的被害等_私立学校】

平成00年00月00日00:00時点

※更新・修正した箇所はセルを色づけして下さい。

担当局課・担当者				内線番号	
都道府県番号	都道府県名				

※全国地方公共団体コードをご記入下さい

学校管理下の人的被害(児童・生徒・学生等/教職員等)													
	幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計
軽微													
重傷													
死亡													
不明													
合計													

学校管理下の人的被害【死亡のみ】					
市町村名(都道府県名)	園児	児童	生徒	学生	教職員等
〇〇市					

学校に残されている人数(児童・生徒・学生等/教職員等)													
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計	

休校/短縮授業の措置を行った学校数													
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計	

避難先となっている学校数													
幼	小	中	義務	高	中等	特別支援	大学	短大	高専	専各	その他	合計	

(注)記入時点で把握している範囲で数字を記入してください。確認が困難な場合は「不明」と記入してください。

○ 人的被害の内容

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	児童生徒等				教職員等				被害者の情報 被災状況等
					軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	

○ 取り残されている学校(避難しているものである場所や帰宅困難者の受け入れ施設は除く)

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	児童生徒/教職員	人数	理由 (交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 休校・短縮授業の措置を行った学校

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	休校/短縮	措置を行った期間、理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 避難先となっている学校

都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	状況 (開所日、閉所日、収容数、最大収容人数、等)

自然災害等による被害等の状況【個票：人的被害等_社教・青少年・社体・文化施設】

平成00年00月00日00:00時点

※更新・修正した箇所はセルを色づけして下さい。

担当局課・担当者				内線番号	
都道府県番号		都道府県名			

※全国地方公共団体コードをご記入下さい

施設管理下の人的被害(利用者／職員等)										
	社会教育施設	青少年自然の家	社会体育施設	文化施設	その他					合計
軽微										
重傷										
死亡										
不明										
合計										

施設管理下の人的被害【死亡のみ】		
市町村名(都道府県名)	利用者	職員等
〇〇市		

施設に取り残されている人数(利用者／職員等)										
	社会教育施設	青少年自然の家	社会体育施設	文化施設	その他					合計

休館／利用時間の短縮の措置を行った施設数										
	社会教育施設	青少年自然の家	社会体育施設	文化施設	その他					合計

避難先となっている施設数										
	社会教育施設	青少年自然の家	社会体育施設	文化施設	その他					合計

(注) 記入時点で把握している範囲で数字を記入してください。確認が困難な場合は「不明」と記入してください。

○ 人的被害の内容

都道府県名	所在市町村名	設置者名	施設名	施設種	利用者				職員等				被害者の情報、被災状況等	
					軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明		

○ 取り残されている施設(避難しているものである場所や帰宅困難者の受け入れ施設は除く)

都道府県名	所在市町村名	設置者名	施設名	施設種	利用者／職員等	人数	理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 休館・短縮の措置を行った施設

都道府県名	所在市町村名	設置者名	施設名	施設種	休館／短縮	措置を行った期間、理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 避難先となっている施設

都道府県名	所在市町村名	設置者名	施設名	施設種	状況(開所日、閉所日、収容数、最大収容人数、等)

【目的】

文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）への被害情報収集業務の一元化に加え、被害情報収集に係るシステムの構築により、都道府県のとりまとめ作業による時間的ロスや作業負担の解消を図り、文部科学省全体の被害情報収集の迅速化・効率化を実現する。

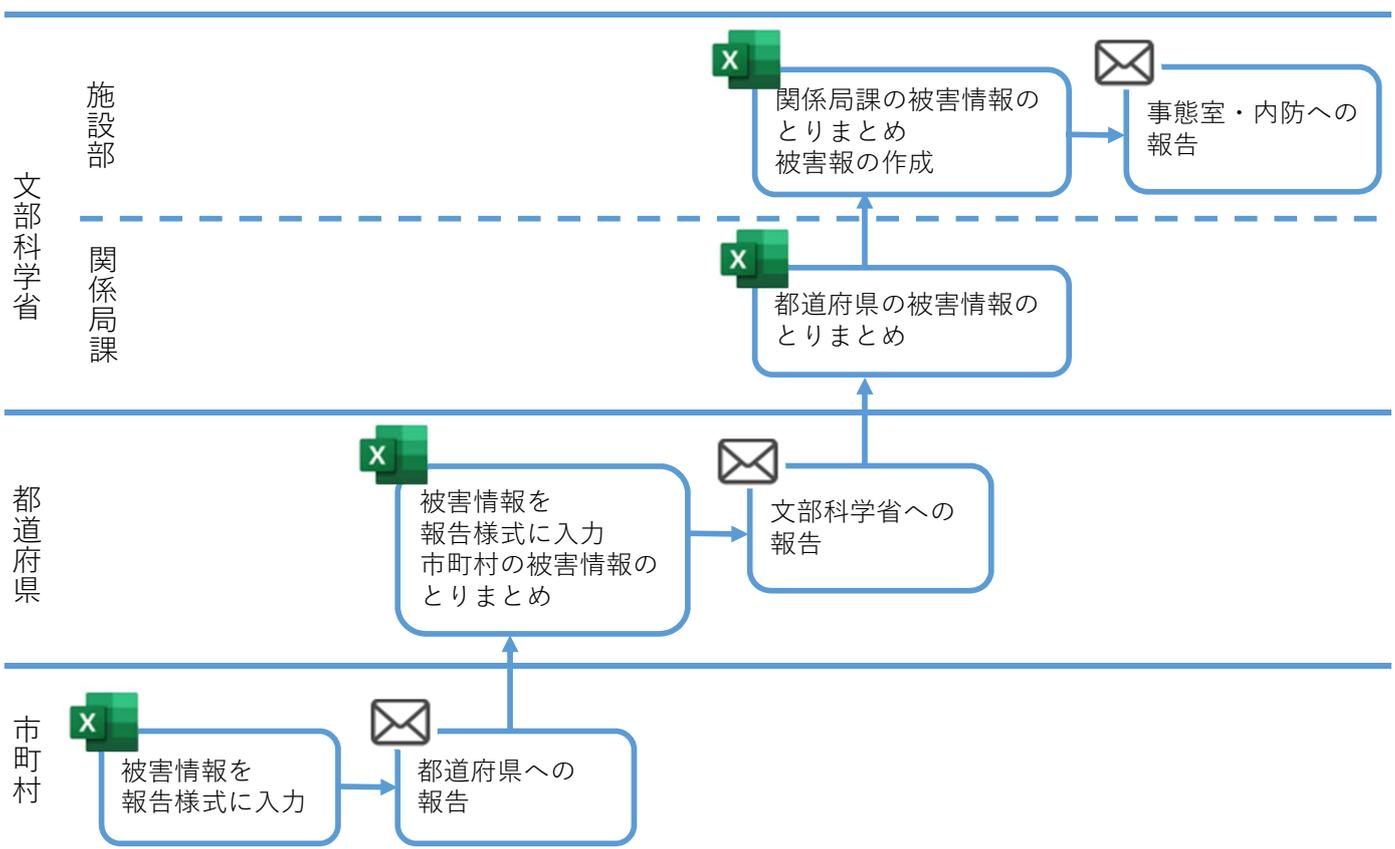
【現行の被害情報収集フロー】

- ①被災市町村で所管の文教施設の被害情報を報告様式に入力し、都道府県に報告。
- ②被災都道府県で所管の文教施設の被害情報を報告様式に入力するとともに、管内の市町村からの報告のあった被害情報を取りまとめ、関係局課に報告。
- ③関係局課で被災都道府県からの報告のあった被害情報を取りまとめ、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）へ報告。
- ④文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）で関係局課から報告のあった被害情報を取りまとめ、被害報を作成。内閣官房事態室や内閣府防災担当に報告。

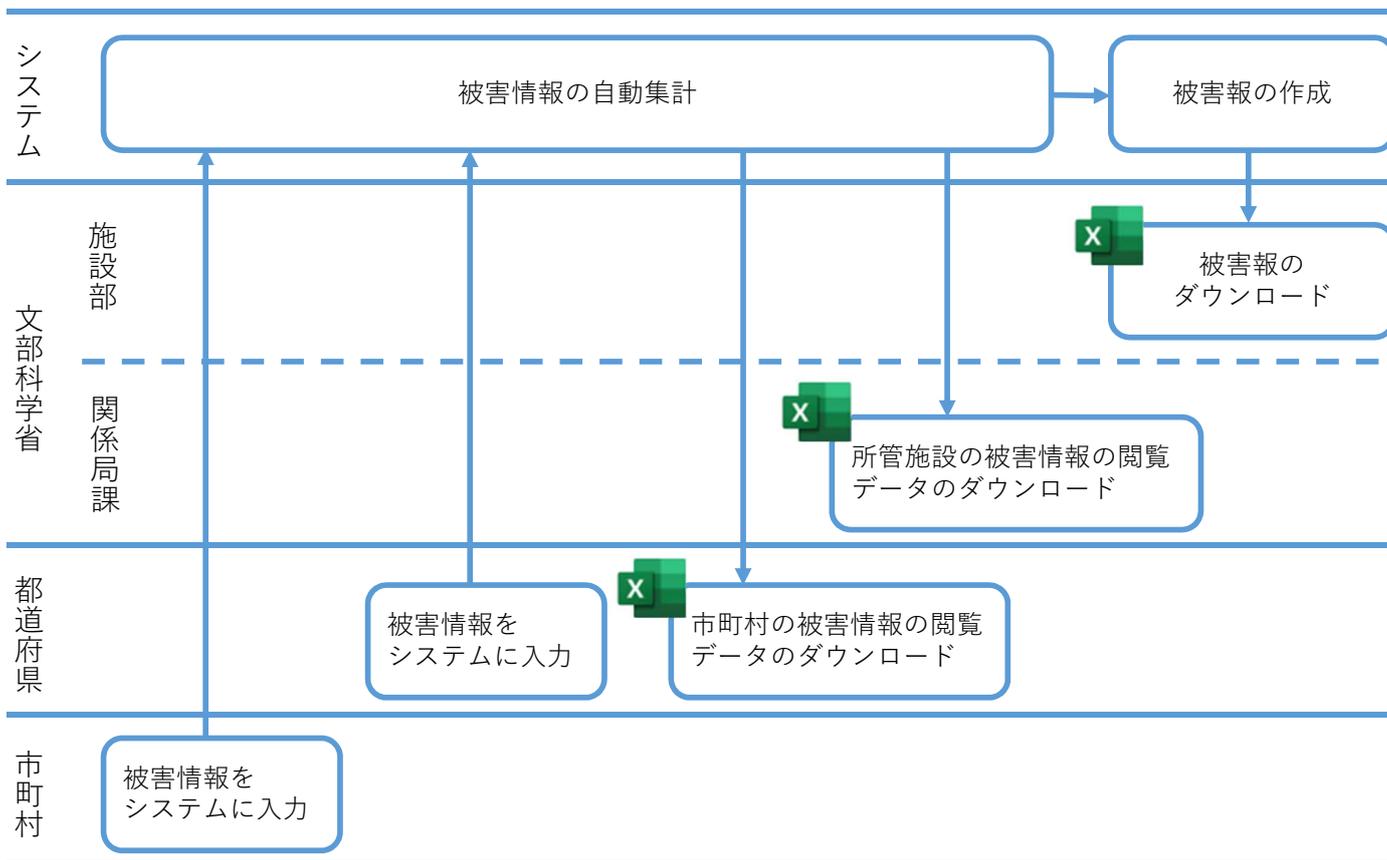
【システム運用後の被害情報収集フロー】

- ①被災市町村で所管の文教施設の被害情報をシステムに入力し、直接文部科学省に報告。
 - ②被災都道府県で所管の文教施設の被害情報をシステムに入力し、直接文部科学省に報告。
 - ③文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）でシステムから被害報をダウンロード。内閣官房事態室や内閣府防災担当に報告。
- ※関係局課や都道府県は、システムに入力された情報を確認し、所管施設や管内の市町村の被害情報を確認する。

被害情報収集システム（仮称）について②（現行の被害情報収集フローイメージ）

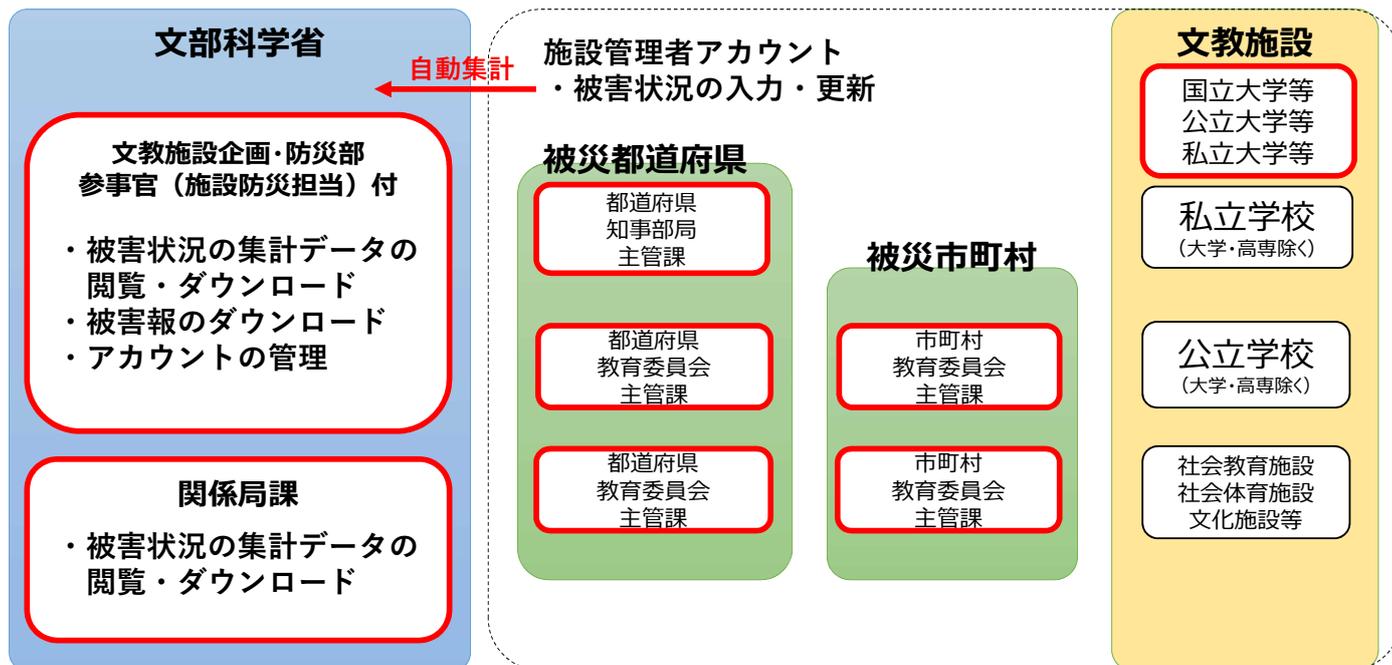


被害情報収集システム（仮称）について③（システム構築後のイメージ）



被害情報収集システム（仮称）について④（アカウントとスケジュール）

【アカウントについて】 ※赤太枠の組織にアカウント付与を想定



【スケジュール】

